

消防用設備 警報設備設置基準表

防火対象物区分 関係法令・設備・区分			令21条							令21条の2		令22条		令23条	令24条					
			自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報器		漏電火災警報器		非常警報器具・設備						
			一般	特定1階 段防火対 象物	地階又は 2階以上	地階・無 窓階	11階以 上の部 分	通信機器 室	道路の 用に供 する部分			指定可燃 物	一般	電流容 量	消防機関 へ通報す る火災報 知設備		器具		設備	
項	分類	用途																		
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場		延べ300 ㎡以上	全部	床面積 300以上					延べ 3百㎡ 以上	契 約電 流容 量 が 五 十 A を 超 え る も の	延べ 5百 ㎡ 以 上	1000			収 容 人 員 が 三 十 人 以 上 の も の	収 容 人 員 三 十 人 以 上		
	ロ	公会堂又は集会場																		
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		延べ300 ㎡以上	全部	床面積 百㎡ 以上								500	収容20 以上50 未満			地 階・ 無 窓 階 の 収 容 人 員 が 五 十 人 以 上 の も の	地 階 を 除 く 階 が 十 一 以 上 の も の	
	ロ	遊技場またはダンスホール																		
3	イ	待合・料理店その他これらに類するもの。		300																
	ロ	飲食店																		
4	イ	百貨店・マーケット・その他の物品販売業を営む店舗又は展示場		300																
	ロ	旅館ホテル・宿泊所その他これらに類するもの。																		
5	イ	寄宿舍・下宿又は共同住宅。		500																
	ロ	病院・診療所又は助産所。																		
6	イ	老人福祉施設・有料老人ホーム・介護老人保健施設・救護施設・更正施設・児童福祉施設・身体障害者更正援護施設・知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設。		300	全部									20以上50 未満					300	
	ロ	幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校。																		
7		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの。		500																800
8		図書館・博物館・美術館・その他これらに類するもの。																		
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの。		200	全部															
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場。																		
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		500																
11		神社・寺院・教会その他これらに類するもの。		1000																
12	イ	工場又は作業所		500																
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ																		
13	イ	自動車車庫又は、駐車場		全部																
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫																		
14		倉庫		500																
15		前各項に該当しない事業所		1000																
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。		1	全部	2														
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物																		
16の2		地下街		300																
16の3		建築物の地階(16項の2に掲げるものを除く)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項 または9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)		5																
17		文化財保護法の規定によって重要文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物。		全部																
18		延長50m以上のアーケード																		
19		市町村長の指定する山林																		
20		総務省令で定める舟車																		

- 延べ面積500㎡以上で、特定用途の床面積の合計が300㎡以上のもの
- 床面積300㎡以上。2項3項が存するもので、存する階が100㎡以上  
その他のものは300㎡以上
- 地階の内床面積の合計が1000㎡以上かつ特定用途の床面積の合計500㎡以上
- 延べ面積500㎡以上で特定用途の床面積の合計が300㎡以上
- 延べ500㎡以上かつ特定用途の床面積の合計が300㎡以上  
ガス漏れ検知器及び受信機、中継器及び受信機に警報装置を付加したものを言